

鳥取県県土整備部週休2日工事実施要領

1 趣 旨

建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場の就労環境の改善が求められている。

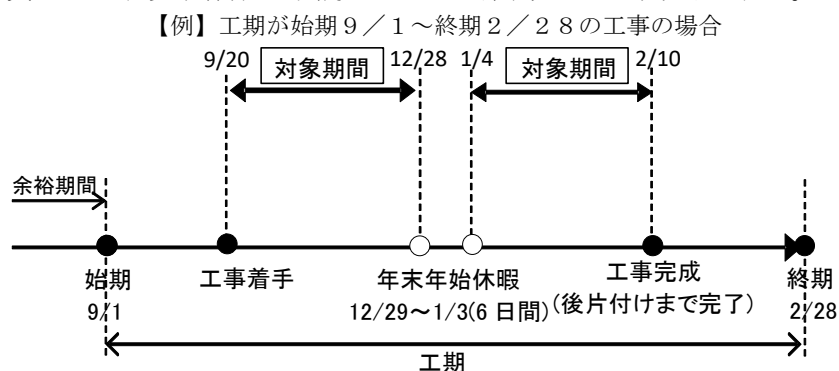
本要領は、県土整備部（総合事務所県土整備局を含む。）発注の建設工事における週休2日工事の実施に必要な事項を定めたもの。

2 定 義

- (1) 現場閉所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
なお、天候等により現場閉所した場合も、現場閉所日数に含める。
- (2) 完全週休2日（土日）：対象期間内の全ての週において、土曜日かつ日曜日（以下「土日」という。）に現場閉所されていることをいう。
- (3) 月単位の週休2日：対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、4週8休（28.5%（8日/28日））以上、確保されていることをいう。ただし、暦上の土日の閉所で28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、28.5%以上を達成しているものとみなす。
- (4) 通期の週休2日：対象期間内の現場閉所率が、4週8休（28.5%（8日/28日））以上、確保されていることをいう。

3 実施方法

- (1) 県土整備部が発注する全ての工事を対象とする。ただし、発注者が週休2日工事として相応しくないと判断したものは対象としない。
なお、発注者は、災害対応等のやむを得ない事情により、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、現場説明書に対象外とする作業と期間を明示すること。
- (2) 発注者は、週休2日工事の実施に当たって、「週休2日工事」である旨を現場説明書に明示すること。
- (3) 発注者は、土日、国民の祝日並びに年末年始及び夏季休暇を現場閉所日（以下「休工期」という。）とすることを前提とした標準工期算定式により工期を設定すること。
- (4) 週休2日工事の対象期間は、工事着手日から工事完成日（後片付け期間含む）までとし、余裕期間、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、(1)により発注者があらかじめ対象外としている期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは対象外とする。



- (5) 受注者は、週休2日工事の対象期間において、完全週休2日（土日）の実施に取り組み、週休2日の取得推進に努めること。なお、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、月単位の週休2日、通期の週休2日なども含めて適切な方法により取り組むものとする。

4 実施確認

受注者は、現場閉所の実績が確認できる資料（別紙「週休2日工事 休日等取得実績書（参考様式）」参照）を提出すること。

なお、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所の実績が確認できる資料の根拠資料（現場閉所実績が確認できる工程表、休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）の提出は不要とし、監督員から求められた場合に提示すること。

5 その他

週休2日工事において、完全週休2日（土日）、月単位の週休2日又は通期の週休2日が達成できなかったとしても、工事成績の減点等（ペナルティ）は行わない。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年10月10日から施行する。

この要領は、令和2年5月10日から施行する。

この要領は、令和3年2月10日から施行する。

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

この要領は、令和6年5月10日から施行する。

この要領は、令和7年5月15日から施行する。

この要領は、令和8年5月15日から施行する。